

主題研究

小・中学校の通常の学級における 特別な教育的支援を必要とする児童生徒 に対する「校内協力に基づく指導」の在 り方に関する研究

- 校内協力推進計画を中心にして - (第1報)

特別支援教育室

佐々木 政 義 佐 藤 文 円
石 川 修 浩 佐 藤 淳

教科領域教育室

安 藤 雅 博 紺 野 盛

研究協力員

北上市立黒沢尻北小学校 山 合 史 子
花巻市立桜台小学校 近 藤 友岐子
江刺市立藤里小学校 関 添 久 子
花巻市立湯口中学校 西 川 勝 夫
江刺市立江刺東中学校 粟 野 恵美子

研究の概要

この研究は、小・中学校の通常の学級における、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症の障害のある児童生徒に対する特別な教育的支援について、「校内協力に基づく指導」に焦点を当て、その在り方を明らかにしようとするものである。

研究1年次目の今年度は、県内の現状の調査を行い、学習障害(LD)等の判断を適切に進めること、全校的支援体制を確立すること、校内で調整・推進するための機能を整えることの必要性を明らかにした。そして調査結果を基に、ソフト面とハード面の二つからなる具体的な教育支援に取り組むための「校内協力推進計画」の方向性を見出した。

キーワード： 通常の学級 学習障害(LD) 注意欠陥/多動性障害(ADHD)
高機能自閉症 「校内協力に基づく指導」 校内協力推進計画

研究目的

小・中学校には、学習障害・注意欠陥/多動性障害・高機能自閉症等の児童生徒（以下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒）が、通常の学級在籍者の6%程度いるとされている。

しかし、こうした児童生徒を担当する学級担任や教科担当者の多くは、学習指導や生活・行動面への指導に苦慮しており、特別な教育的支援を必要とする児童生徒やその担任等への校内の支援体制が十分とは言えない状況にある。

こうした状況を改善するためには、校内協力を推進する計画を基に、学校・学級経営を行い、教職員が協力して指導に取り組み、一人一人に応じて教育をしていくことが必要である。

そこで、本研究では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する校内協力の現状の把握を行い、課題を明らかにし、校内協力推進計画の検討と実践をとおしてその指導の在り方を明らかにしようとするものである。

「校内協力に基づく指導」の基本的考え方

1 特別な教育的ニーズへの対応

児童生徒の「一人では解決できない課題（問題）」を、特別な教育的ニーズととらえることができるが、多くの場合、担任一人では対応しきれるものではなく、担任も支援を必要としている状況にある。特別な教育的ニーズへの対応については、児童生徒だけではなく、担任も支援の必要性に直面しているという認識に立ち、担任の負担軽減も含め「担任支援をとおした児童生徒支援」として位置付けて取り組むことを、基本的に大切にしなければならない。

2 取組の視点

1で述べた基盤に立ち、校内協力に基づく指導を展開する際の視点として、次の事項を据えた。

児童生徒の実態把握の視点の拡大

- ・LD等の障害理解に基づいた新たな児童生徒理解
- ・担任等によるLD等の気づきの喚起
- 学校・学級経営のための校内協力体制の構築
- ・校長のリーダーシップと学校経営への位置付け
- ・支援チームによる取組
- ・支援委員会による取組
- ・コーディネート機能の充実
- 校内研修の実施と充実

3 「校内協力に基づく指導」の基本的なとらえ

「校内協力に基づく指導」とは、校長のリーダーシップの下に、関係する教員が相互に連携し、協力的な関係の中で、児童生徒のみならず担任も含めて支援しながら、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を指導していくこととまとめることができる。

特に、人的・物的資源が少ない一学年一学級程度の小規模校や都市部から離れた学校、校内及び近隣に特殊教育資源をもたない学校では、特別な教育的ニーズへの対応のほとんどは校内で検討・実施しなければならない、学校の実情に応じた、より一層緊密な連携による校内協力に基づいた指導が要請されることとなる。

「校内協力に基づく指導」の現状の把握と分析

1 調査の目的

本調査は、特殊学級及び通級指導教室が設置されていない県内の小・中学校を対象に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する校内における指導体制の現状と課題を明らかにし、このような児童生徒への望ましい校内協力に基づく指導の在り方等の資料を得るために実施した。

2 調査仮説

調査仮説として次の三点を設定した。

調査仮説1 小・中学校においては、学習障害(以下、LD)・注意欠陥/多動性障害(以下、ADHD)・高機能自閉症について、判断するための体制が整っていないのではないか。

調査仮説2 小・中学校においては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、全校的な会議の場や支援体制が整っていないのではないか。

調査仮説3 校内での対応を調整・推進するための専任教員がいないのではないか。

3 調査の対象

本調査の対象校は、特殊学級及び通級指導教室が設置されていない県内の小・中学校の中から、小学校では、全校6学級以上で児童数90名以上、中学校では、全校3学級以上で生徒数60名以上の条件で抽出し、調査対象校数は、小学校83校、中学校58校、計141校とした。

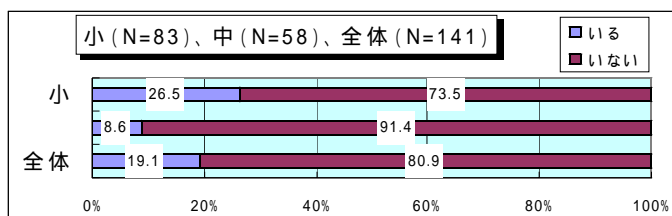
4 調査の結果と分析

(1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍について

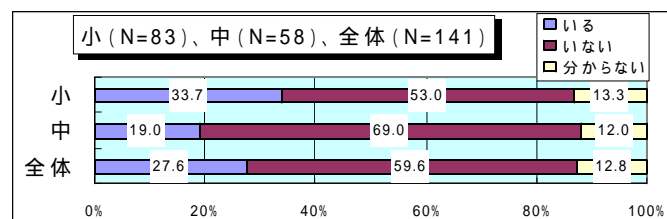
【図1】は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒であると医者が診断した児童生徒の在籍状況、【図2】は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の疑いがあると学校が判断した児童生徒の在籍状況を示したものである。

この二つから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、「いない」または「分からない」とした学校数の合計が、全体の7割を超えることが分かった。

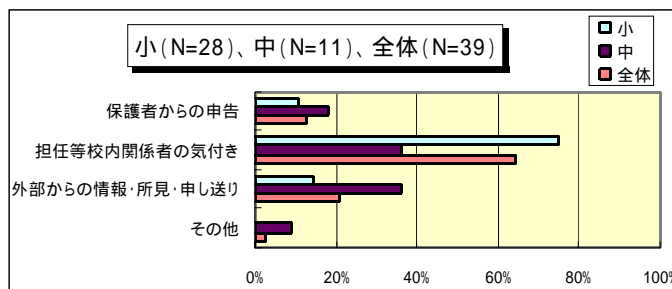
【図3】は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の疑いがあると、学校が判断した根拠について示したものである。全体の60%以上は、担任等校内関係者の気付きによるものであることが分かった。また、その気付きは、中学校が低く小学校が高いことが分かった。これは、中学校の場合、生徒とのかかわりは、担当している教科等が中心であることに對し、小学校の場合は、教科等、指導の



【図1】 医師が診断した児童生徒の在籍



【図2】 疑いがあると判断した児童生徒の在籍



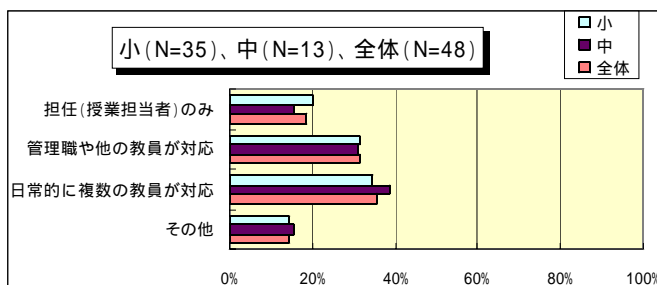
【図3】 学校としてその疑いがあると判断した根拠

ほとんどを担任が行っているため、より全般的なとらえができ、気付きの高さにつながったのではないかと考えられる。

先の三つの結果から、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、通常の学級に約6%程度在籍しているということを前提に考えるならば、小・中学校において、児童生徒一人一人がかかえるニーズや困難さにかかわる詳細での確な把握が十分なされているかどうか懸念される場所である。

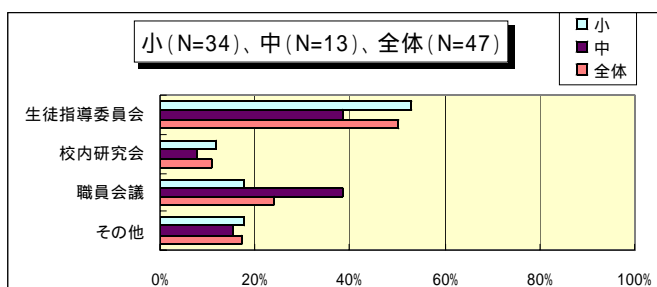
(2) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応について

【図4】は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応状況を示したものである。担任（授業担当者）のみで行っているのは、小・中学校とも約20%ほどであり、他の80%以上の学校では、何らかの形で複数の教員がその対応に当たっていることが分かった。



【図4】 児童生徒への対応者の状況

【図5】は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する具体的な協議の状況を示したものである。小・中学校とも、具体的な協議の場は、生徒指導委員会が高い割合であることが分かった。



【図5】 児童生徒にかかわる具体的な協議の状況

以上のことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、複数の教員での対応等、より個別な対応が必要であること

を再確認するとともに、児童生徒についての具体的な協議について、生徒指導委員会等の既存の委員会だけでなく、全校的な共通理解のための場を多くしていくことが必要であると考えられる。

(3) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応を図るための体制について

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への校内での対応を調整・推進する組織の有無についての調査では、約60%の小・中学校において、調整・推進するための専門的組織があり、その専門的組織としては、校内就学指導委員会の占める割合が高いことが分かった。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への、校内での対応を調整・推進するための専任教員の有無についての調査では、専任教員が「いない」と回答した学校は、小・中学校合わせて60%前後であった。しかし、【図4】に示すとおり、約80%の学校では、複数の教員が児童生徒の対応に当たっていることからすると、多くの小・中学校において、専任教員がいなくても、現在の人員の中でやりくりしながら複数の教員で対応していることがうかがわれた。

今後、より効果的に特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導を進めるためには、学校生活の様々な場で、より多くの教職員が共通した指導等を展開することが必要であり、校内就学指導委員会の活性化や校内において連絡・調整するための教員の在り方について検討していくことが必要であると考えられる。

以上のことから、特別な教育的支援を必要とする児童生徒及び学級担任を支援する校内の組織的な体制については、地域性（人的・物的）を踏まえながら、学校の実情に応じて、既にある組織を活用したり、新しい組織をつくるなどして整えることが必要であると考えられる。さらに、特別な教育

的支援を必要とする児童生徒に対しては、これまでのように複数の教員で対応するとともに、校内の取組を調整・推進していく役割を明確にすることが重要であると考えられる。

(4) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育における今後の課題について

今後の課題として多くの回答があった内容は、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応を図るために調整・推進する体制づくりが課題となっていること、保護者の理解を得るのに苦慮していること、児童生徒の障害の判断に苦慮していること等であり、小・中学校とも共通した課題であることが分かった。

5 調査のまとめ

調査によって明らかになった内容を、調査仮説に即して次のようにまとめた。

調査仮説 1

今回の調査の結果、小・中学校において、LD・ADHD・高機能自閉症等の疑いがあるかどうか判断するための体制が、確立されていないことが明らかになった。

そこで、学級担任もしくは、かかわりをもつ教員の気付きを促し、障害理解を踏まえた児童生徒理解の視点に立って、日々の授業や学校・学級経営に取り組めるようにしていくことが重要であり、本研究において、LD・ADHD・高機能自閉症等について、適切に判断するための体制が整えられるように具体的な方法を提示する必要性が明らかとなった。

調査仮説 2

今回の調査の結果、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応にかかわる具体的な話し合いの場としては、ほとんどの学校において既存の委員会が当たっていた。しかし、全校的な話し合いが十分とは言えず、より多くの教員による共通理解がなされているとは言い難い状況がうかがわれた。

今後、児童生徒への支援を効果的に行うためには、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について全校的な話し合いの場を設け、校内での共通理解を図り、具体的な支援の内容を明確にしていくことが、課題として明らかとなった。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応については、学級担任が一人で問題を抱え込まないように、「担任支援をとおした児童生徒支援」という観点に立ち、チームとして対応し、学級担任の指導上の悩みや配慮事項の検討、関係機関との連携等、校内において担任をサポートする機動的な体制の必要性がうかがわれた。

調査仮説 3

今回の調査結果から、本県の学校事情においては、連絡・調整のための専任教員の位置付けが難しい現状にあることがうかがわれた。しかし、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導においては、授業への対応だけでは不十分であり、校内の教職員や保護者との連携、さらには関係機関との調整等が重要であり、その連絡・調整を推進していく教員の存在が不可欠と考えられる。

そこで、専任教員を配置するという方法だけでなく、それに代わる手立てとして、専任教員に求められる機能を複数の教職員で分担するなど、各学校の置かれた実情に合わせた方策を考えていくことの必要性が明らかとなった。

校内協力推進計画の検討

1 校内協力推進計画についての構想

研究における基本的な考え方と調査結果から、校内協力を推進するための手立てを、次頁【図6】のように「校内協力推進計画基本構想図」としてまとめた。留意した点は、次の二点である。

- ・ハード面（組織体制づくり）とソフト面（具体的指導の展開）による構成
- ・支援委員会と支援チームの役割分担と連携

具体的には、主にハード面である校内全体での実態把握や協力体制の構築等の役割を支援委員会、主にソフト面である対象児童生徒の指導にかかわる内容を支援チームが担うことを想定した。支援委員会は、構成人数が多くなるとともに、会議を多く設定することは困難であることが予想されるため、別に支援チームを設け、一人一人の具体的指導にかかわる役割を中心に担うこととした。支援チームの具体的想定は、右のとおりである。このような、支援委員会と支援チームとの間で役割分担を行うとともに、両者の連携を図りながら指導を進めていくことを前提に据えた。

- ・支援委員会が支援が必要と認めた児童生徒一人一人にチームを設定
- ・チームの構成人数は、2～4名程度の必要最少限の人数で構成
- ・検討の場は、必要に応じて随時実施

2 校内協力推進計画の内容

校内協力推進計画基本構想は、「組織・体制づくりの推進」と「具体的指導の推進」から構成した。各推進の内容は、以下のとおりである。

(1) 組織・体制づくりの推進

9頁【図7】は、組織・体制づくりの推進である。この推進は、さらに「協力体制構築にかかわる推進」、「実態把握にかかわる推進」、「校内研修実施と充実にかかわる推進」から構成した。なお、各推進項目は、それぞれの取組での「目標」と「推進内容」から構成した。

ア 協力体制構築にかかわる推進

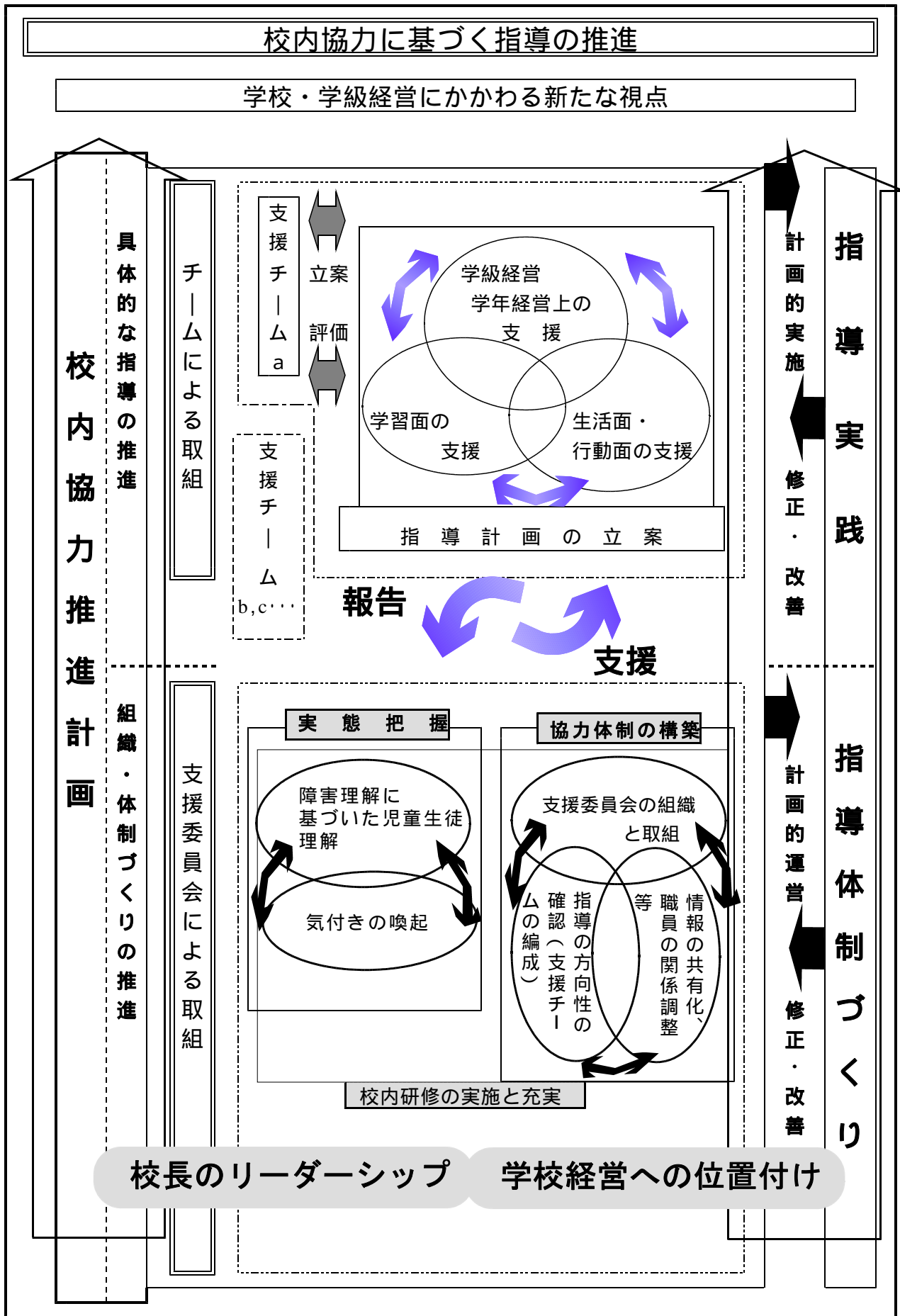
この推進計画は、支援委員会等の組織の構成、支援委員会等の活動内容、全教職員の共通理解の三項目で構成されている。この協力体制構築にかかわって、大切にした点は、支援委員会内において役割分担を行うことである。文部科学省の特別支援教育推進体制モデル事業では、特別支援教育コーディネーターの設置を推進している。この特別支援教育コーディネーターの設置が可能な学校においては、設置を進めるものの、設置が困難な小規模校等では、支援委員会内で【表1】のような役割分担を行いながら、各学校の実情に合わせた取組が大切であると考えた。

【表1】 支援委員会における役割分担の例

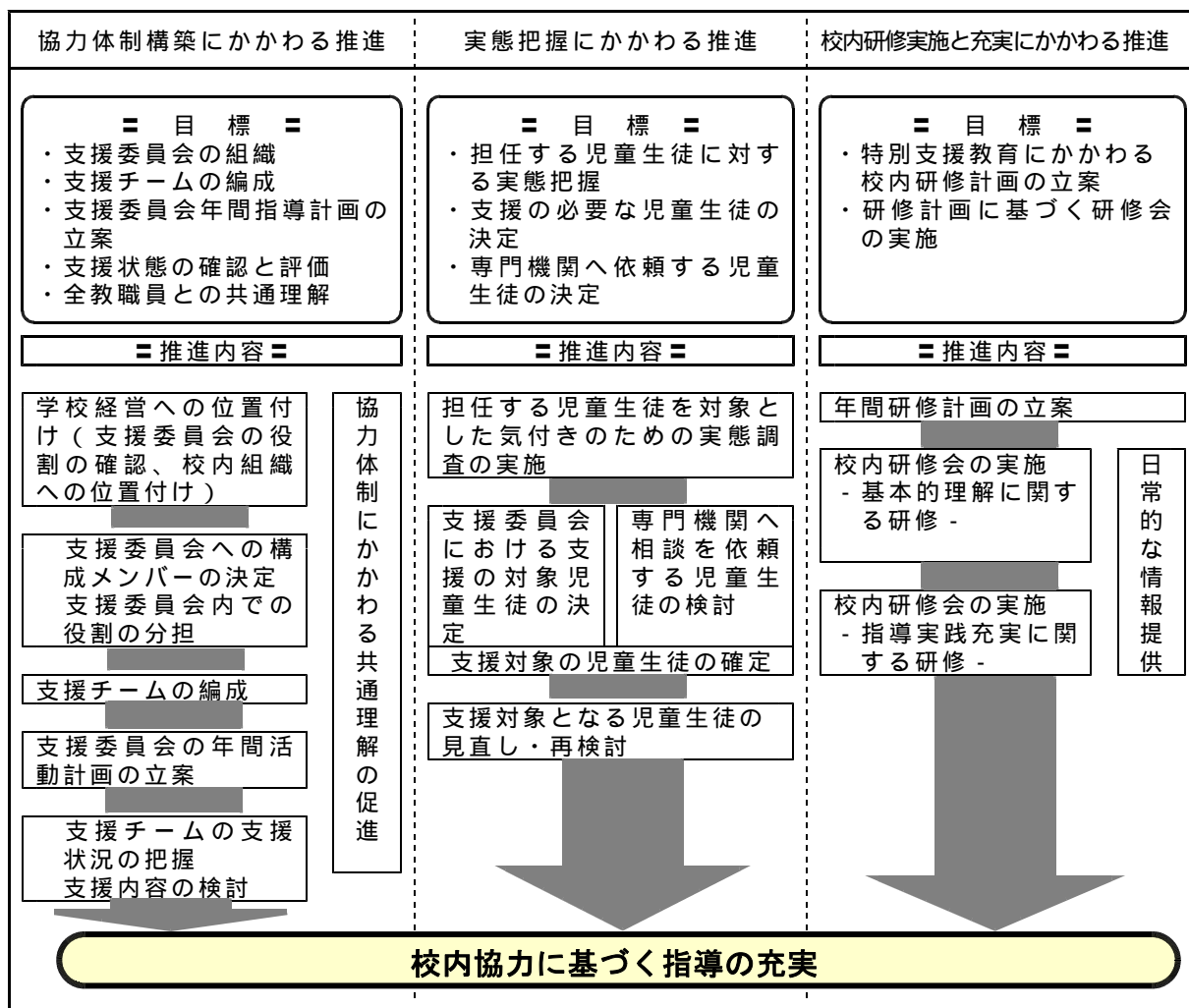
具体的な役割	担当者
・支援委員会の運営、情報の共有化 ・支援チームへの援助 等	連絡・調整担当(1名の教員を指名)
・授業中における支援のための人的配置 ・支援委員会開催の計画 等	教務主任
特別支援教育に関する校内研修 等	研究主任
保護者への教育相談 等	養護教諭

イ 実態把握にかかわる推進

この推進計画は、支援の必要な児童生徒の決定に関しての内容で構成している。支援委員会での対象児童生徒の決定までの手順を、9頁【図8】のとおり設定した。



【図6】 校内協力推進計画基本構想図

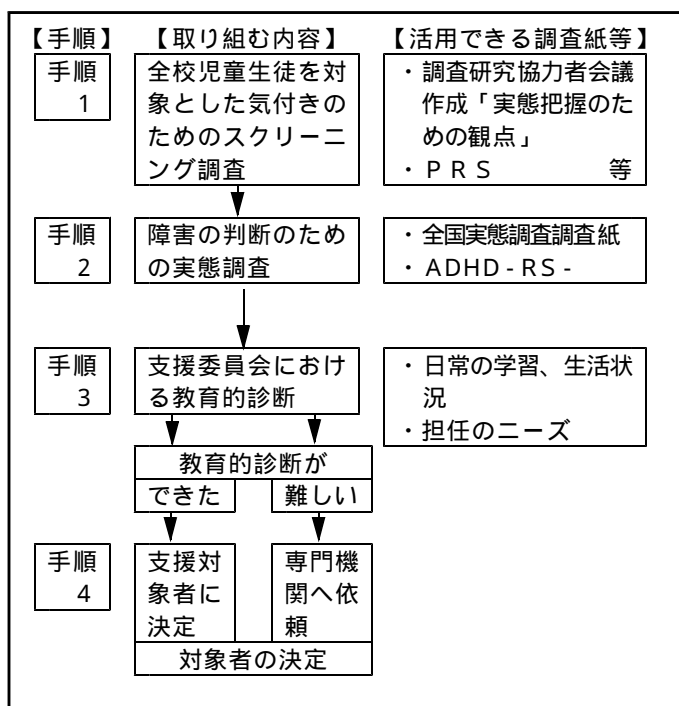


【図7】 組織・体制づくりの推進

支援委員会における実態把握においては、障害があるかどうかの判断ではなく、教育的ニーズの有無の判断（教育的診断）を中心に検討されなければならない。専門家の医学的診断がなければ支援を始められないという考えからの転換を図ることとした。

ウ 校内研修の実施と充実にかかわる推進

この推進は、特別支援教育にかかわる校内研修計画の実施・充実にかかわる内容で構成し、校内研修は、「基本的理解に関する研修」「指導実践充実に関する研修」に分けることにした。どちらの研修にかかわっても、新たに研修会を立ち上げるだけでなく、既存の授業研究会や生徒指導研究会の活用も検討するとともに、日常的に特別支援教育にかかわる情報提供も大切な取組であると考えた。



【図8】 支援の必要な児童生徒の決定の手順

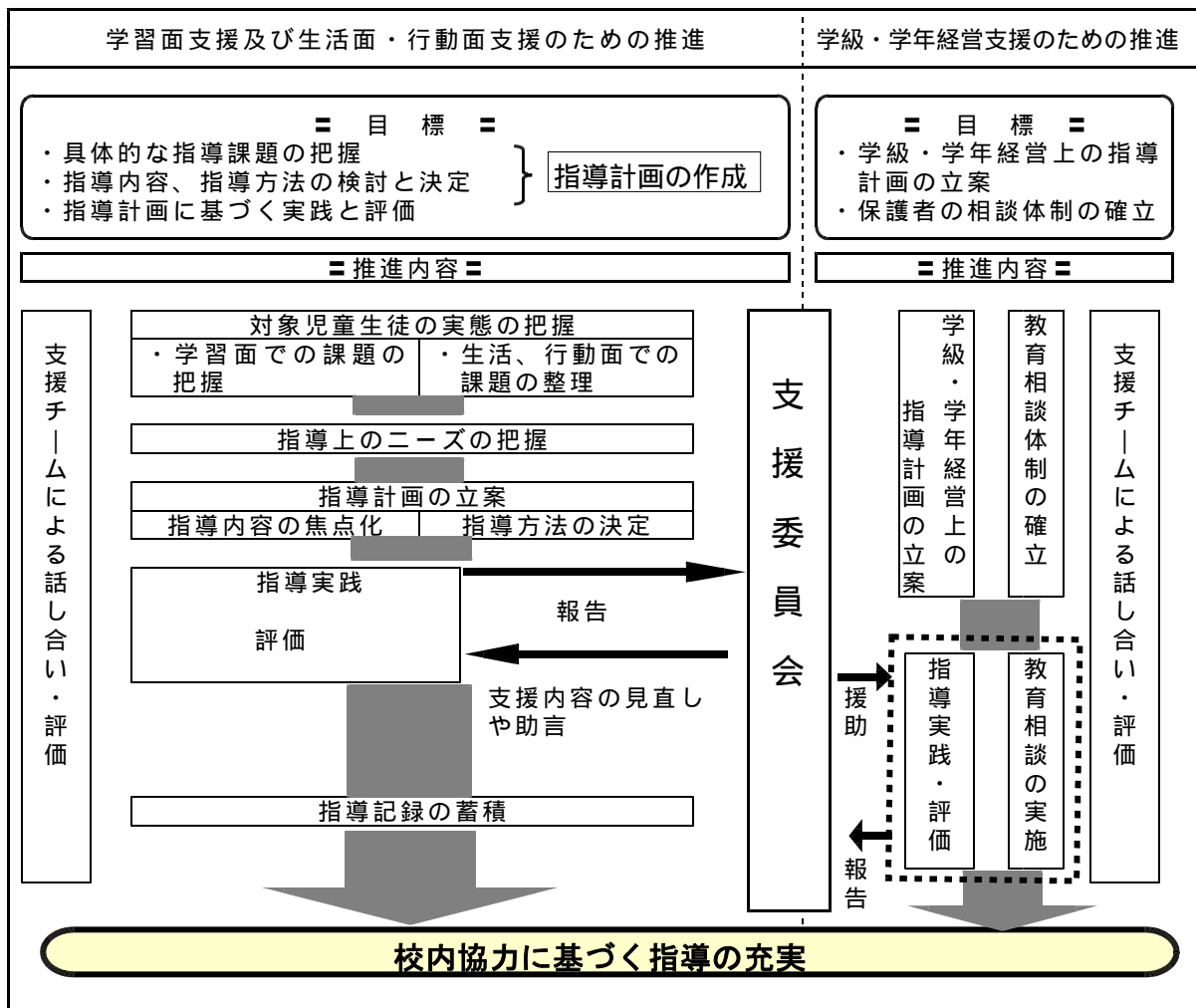
(2) 具体的指導の推進

【図9】は、具体的指導の推進である。この推進は、「学習面支援及び生活面・行動面支援のための推進」と「学級・学年経営支援のための推進」から構成した。

ア 学習面支援及び生活面・行動面支援のための推進

(ア) 指導内容面

学習面支援及び生活面・行動面支援のための推進にあたっては、一人一人のニーズに応じた指導計画を立案し、それに基づいた計画的、継続的な指導が求められる。先のモデル事業では、そのための手立てとして「個別の教育支援計画」を想定している。こうした個別の指導計画の必要性は、今後ますます高まるものと考えられるが、本研究においては、日常生活における具体的な課題に対応するための実践的な指導計画による取組を想定した。これは、学期や年間といったより長い期間で設定されるこれまでの個別の指導計画を補完するための、より日常的な課題に焦点化・計画化した手立てを講ずるために設定するものである。次頁【図10】は、その一例であり、焦点化された1～2つの課題を比較的短い期間で取り組むとともに、随時、支援チームでその取組の状況の把握と評価を行いながら、実態に即した支援を行うことが大切であると考えた。



【図9】 具体的指導の推進

	改善・指導を要する点	優先度の高い課題	当面(1か月)の課題	指導の手立て
学習	A 学力が身に付かない B 書くことがうまくできない C 授業中に違うことをする	B	領域 内容	できる範囲で立ち歩かない目標を決めて取り組ませる
生活	A 忘れ物が多い B 持ち物の整理ができない。 C 給食の偏食が多い	A	行動 A 授業中に立ち歩く	
行動*	A 授業中に立ち歩く B 集中しない C すぐにかっとなる	A	領域 内容	けんかの原因となる、友だちとのかかわり方のまずさを解消するためのソーシャルスキルを指導する
対人関係	A いじめられがちである B ささいなことでけんかをする C 友だちとうまく遊べない	B	対人関係 B ささいなことでもけんかをする	

(1) 運営面

先に述べたような指導を支援チームが中心に行った場合、支援チームと支援委員会との連携が希薄になる可能性が考えられる。そこで、次のような連携を構築し、支援チームにおける指導計画及び指導を有効に機能させていくことが必要であると考えた。

- ・ 支援委員会のメンバーである連絡・調整担当が、各支援チームの取組状況を把握し、支援委員会で報告（支援委員会での共通理解）
- ・ 支援委員会による支援チームの取組に対する助言
- ・ 支援委員会による支援チームだけで解決できない問題への対応（外部機関との連携、人的配置）

イ 学級・学年経営支援のための推進

この推進は、「学級・学年経営上の支援」と「教育相談体制の確立」から構成されている。

(ア) 学級・学年経営上の支援

LD等の児童生徒の指導においては、学級経営上、他の児童との関係についてトラブルを想定することが必要である。そのため、障害等の理解を求める予防的な対応とトラブルが起こった後の適切な対応の両面からの指導を行っていくことが求めら

【表2】 学級・学年経営上の支援の例

項目	支援内容例
トラブルへの予防的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級の特別活動や道徳の指導の年間指導計画において、他者理解に関する指導を位置付ける ・ 教師間及び学級全体に対して、対象児童生徒の特性、トラブルを起こさないための留意点等を共通理解する ・ 対象児童生徒が落ち着いて活動、生活できる環境を整える
トラブル後の適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラブル後の対応について共通理解する ・ トラブルの原因を基に今後の改善点について話し合う ・ 今後の改善点等、話し合った内容を教師間及び学級全体で共通理解する

れる。前頁【表2】は、その具体例である。

障害の有無にかかわらず、一人一人の児童生徒が認められる学級経営を基盤とし、LD等の児童生徒だけの問題ではないことを意識した学級・学年経営の充実に努めることとした。

(イ) 教育相談体制の確立

教育相談体制の確立は、支援対象児の保護者との連携や相談に対応するために行われるものである。こうした教育相談は、1回で終結することは希であり、継続的な相談、支援が求められる。そこで、相談活動を担任だけに任せずに、必要に応じて支援チームや支援委員会のメンバーも対応に当たる体制を整えることとした。右の五点は、相談を効果的に行うための観点であり、こうした取組を行うことによって、学校と家庭が協力して指導に当たり、より良い教育を行っていく基盤を作り上げていくことが大切であると考えた。

- ・ 相談についての保護者への理解、啓発
- ・ 相談時間、場所等の確保
- ・ 相談担当者の決定
- ・ 相談担当者の研修
- ・ 外部の専門機関との連携

研究のまとめと今後の課題

1 研究の成果

これまでの研究において、明らかになった点は、次の三点である。

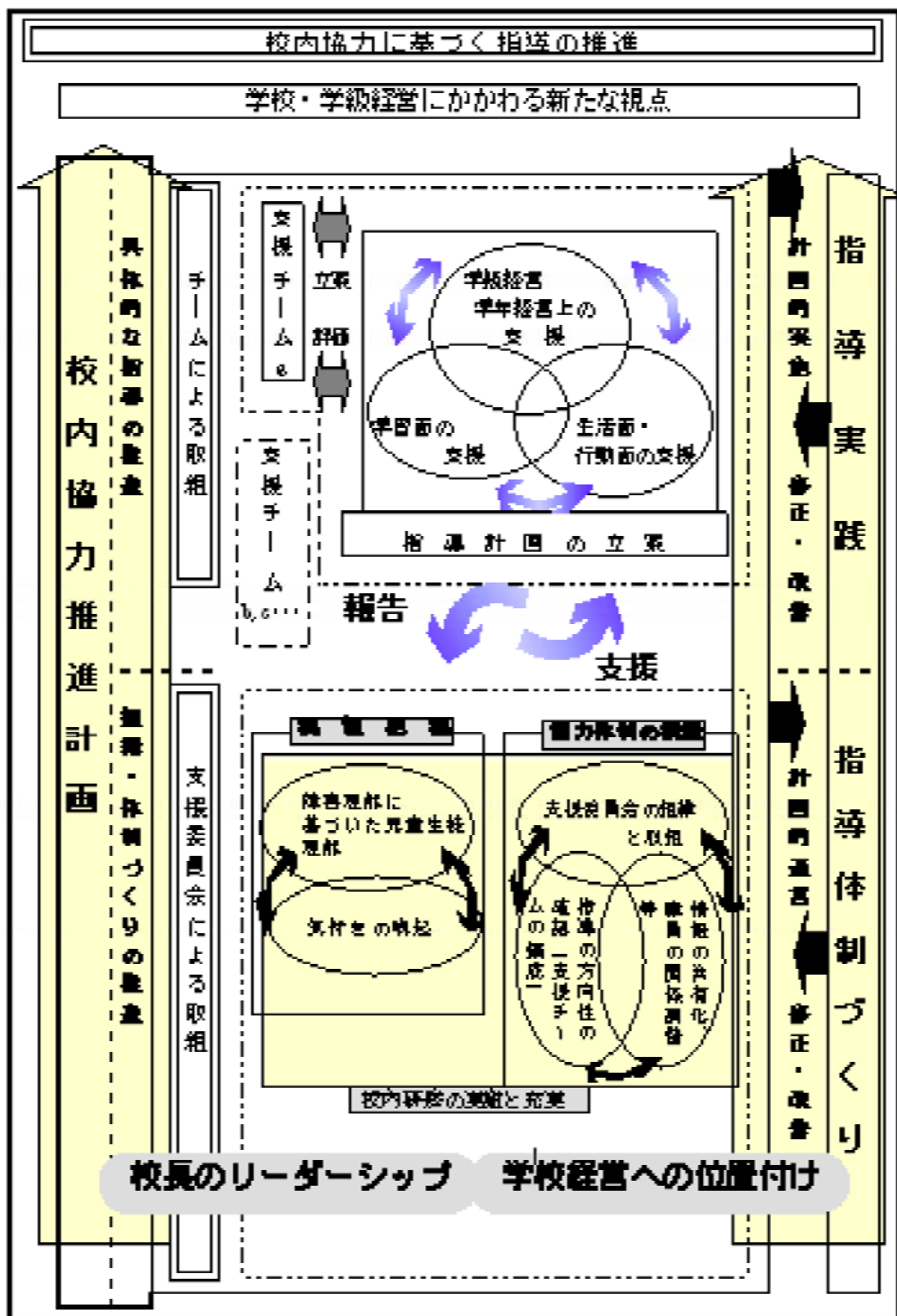
- ・ 「校内協力に基づく指導」を行うためには、それぞれの学校の実情に応じた対応等を工夫・検討し、学校全体の課題として取り組むことの重要性を明らかにしたこと
- ・ 調査の結果から、判断の方法を整え、対象児童生徒と担任をサポートする体制をつくることが大切であり、そのためには、連絡・調整するための機能や人員を校内に整備する必要性を明らかにしたこと
- ・ 校内協力推進計画の作成に当たっては、組織体制づくりというハード面と具体的指導の展開というソフト面からの構成の必要性と支援委員会と支援チームの機能分担化の必要性を明らかにしたこと

2 今後の課題

今年度明らかにした、校内協力推進計画の方向性を踏まえて、今後は、実践的な究明をとおして、校内協力推進計画に基づいた具体的な手立て・資料等を検討し、整備していくことが課題である。

【参考文献】

- ・ 文部科学省、「学習障害(LD)への教育的支援 - 続・全国モデル事業の実際 - 」, ぎょうせい, 2003
- ・ 独立行政法人国立特殊教育総合研究所, 「学習障害児の実態把握、指導方法、支援体制に関する実証的研究」, 2003
- ・ 茨城県教育研修センター, 「特別な配慮を要する子どもへの支援の在り方 - 校内支援体制づくりを通して - 」, 2003
- ・ 全国特殊学級設置学校長協会, 「特別支援教育時代 - 変わる学校 - 」, 三晃書房, 2002



【図6】 校内協力推進計画基本構想図

